



分ければ資源、混ぜればゴミ

〈農業用使用済プラスチック〉 適正処理のご案内

廃プラリサイクル率100%に向けて



JGHA 一般社団法人 日本施設園芸協会

農業者が排出する使用済プラスチック(廃プラ)は、 自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。

使用済プラスチックは、乾燥してから農ビ(塩化ビニルフィルム)、農PO・農ポリ、色ものマルチ、その他(肥料袋、育苗ポット、トレー、コンテナ、灌水チューブなど)に分別し、異物を除去して梱包してください。

分別

廃プラの適正処理は分別回収ができなければ、リサイクル処理はできません。使用済みフィルムは、(農ビ)と(農PO・農ポリ)の見分け方を参考に分別します。農ビは、燃やすと有害な塩化水素が発生しますので、分別を徹底してください。それ以外では、使用済のマルチも区分してください(特に色物マルチなど)。



農ビと農PO・農ポリの見分け方

農ビ

農ビ

- 農ビの分別にあたっては、このマークを目印にしてください。
- 切り口が透明で、波が少ない。
- 燃えにくく、刺激臭あり。
- 柔らかく、伸びがある感じ。



農PO・農ポリ

農PO ノーポリ

- 農PO、ノーポリと印字。または、何も印字なし。
- 切り口が波を打ち、白化。
- よく燃える。ろうそくのような臭い。
- やや硬く、ゴアゴアした感じ。

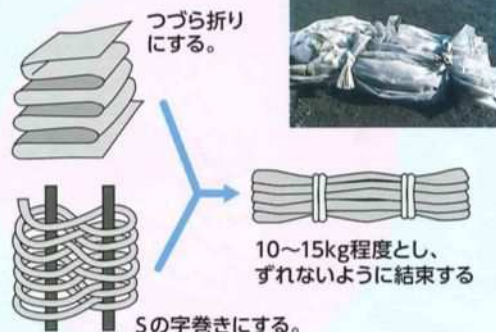


異物除去



飛散防止に使われている金具・金属類や木片、付着した土砂・石、作物残滓などはとりのぞいてください。

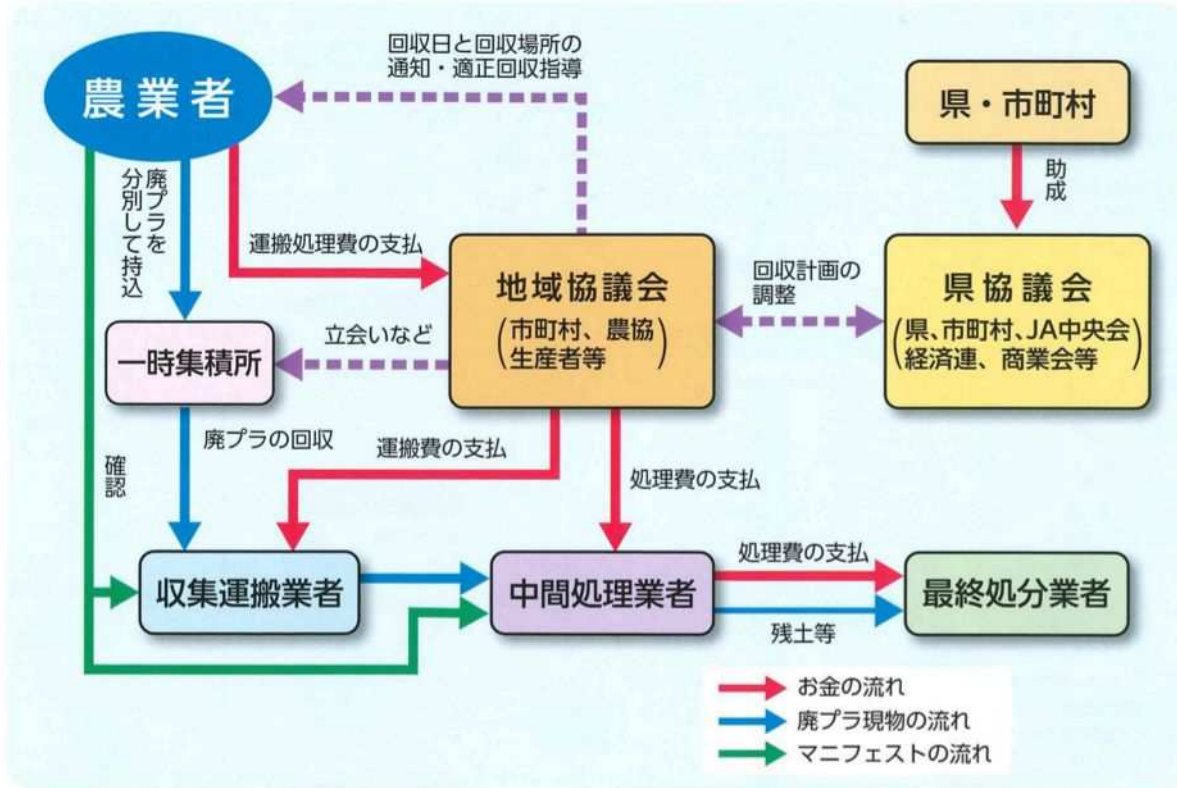
梱包



ハウスやトンネル被覆フィルムから取り外した被覆資材は、10kg~15kg程度の大きさでつづら折りにし、2~3か所を縛ります。梱包方法は各地域により違う場合がありますので、各地域の方法に従って梱包をお願いします。

適正処理は、地域協議会（市町村協議会）の回収システム、ルールに協力することが大切です。回収処理費は、原則排出事業者（農業者）が負担します。

回収処理・経費徴収システム（事例）



地域協議会（市町村協議会）の事務代行について

農業者から地域協議会への事務代行を委任する場合、分別された廃プラの数量を記載した委任状を毎年提出してもらいます。地域協議会においては、規約を制定し、組織体制の整備を進めます。

農業者から事務代行を委任された地域協議会は、次の事務をします。

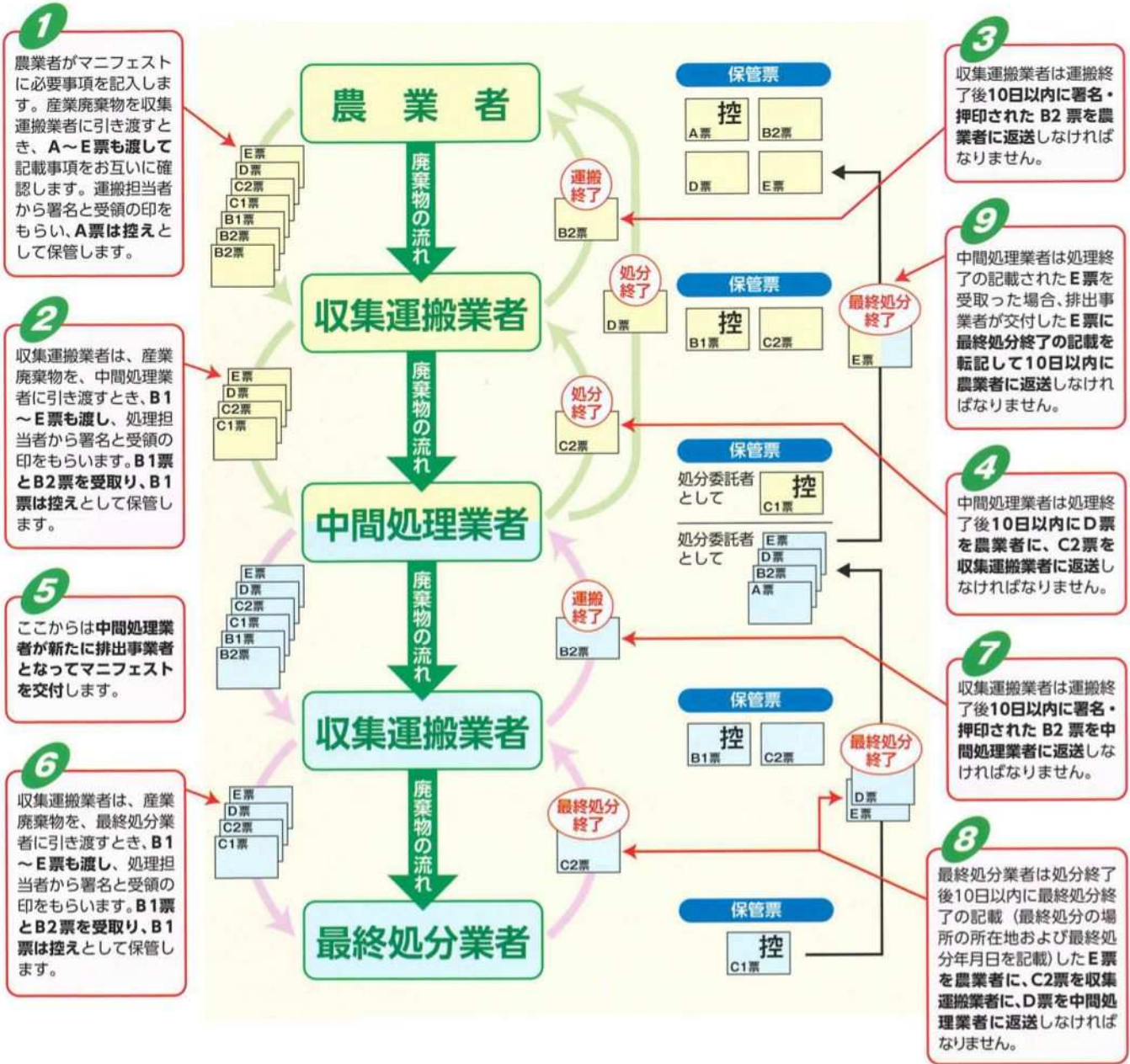
- ① マニフェストに必要項目を記入し、運搬・処分業者に渡します。
- ② 運搬・処分後に返送されてきたマニフェストを確認し、控えと照合します。
- ③ 運搬・処分から90日以内にマニフェスト、B2票、D票、180日以内にE票が返送されてこない時は、問合せ確認するとともに関係都道府県知事等への未回収の報告が必要です。
- ④ マニフェストの交付状況について毎年6月30日までに都道府県知事に報告が必要です。

委任状			
私は、_____に、産業廃棄物収集運搬・処理委託契約締結に関する事務及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、回収、確認、その他の事務を委任します。			
なおこの場合も、産業廃棄物排出者としての責任は私に存することを確認します。			
予定排出量は以下の通りです。			
年間	炭化ビニール	〇〇〇〇 kg	
	農サリ	〇〇〇〇 kg	
	△△△	〇〇〇〇 kg	
	□□□	〇〇〇〇 kg	
令和 年 月 日			
住 所			
氏 名			
印			

産業廃棄物と manifests の流れ

(中間処理を経由する場合)

農業者は廃棄物の種類ごと、行き先ごとに manifests を交付する必要があります。



manifests の保存義務

- 農業者はA票、B2票、D票、E票を交付の日から5年間保存する義務があります。収集運搬業者、処分業者も同様です。

manifests の確認義務

- 農業者は、委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、指示どおり処分が行われたか確認します。
- manifests 交付日から90日以内にB2票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、委託した廃棄物の状況を確認し、適切な措置を講じ、都道府県知事等に報告する義務があります。

manifests の報告義務

- 一年間に交付した manifests の交付等の状況に関して、都道府県知事、または政令市の長に報告しなくてはなりません。